

滋賀県いじめ防止基本方針（案）

平成26年3月
（平成29年〇月改定）

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	
(1) いじめの未然防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	4
(4) 関係機関および地域や家庭との連携	5
2 組織の設置	
(1) 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会	6
(2) 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会	6
(3) 滋賀県いじめ再調査委員会	6
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のために県が実施する施策	
(1) 学校におけるいじめの未然防止（法第15条関係）	7
(2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）	7
(3) 関係機関等との連携等（法第17条関係）	8
(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保 および資質の向上（法第18条関係）	8
(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の 推進（法第19条関係）	9
(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等（法第20条関係）	10
(7) 啓発活動（法第21条関係）	10
(8) 県教育委員会によるいじめに対する措置（法第24条関係）	10
(9) 学校相互間の連携協力体制の整備（法第27条関係）	10
(10) 学校評価（法第34条関係）	10
(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援	10
2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援	
(1) いじめの防止等の取組に対する支援	11
(2) 人権教育に対する支援	11
(3) いじめの防止等に関する情報提供等	11
(4) 私立学校主管部局の体制整備	11
3 いじめの防止等のために県立学校が実施する施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	12
(2) 学校におけるいじめ防止等のための組織	12
4 重大事態への対処	
(1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の 学校の設置者または学校による調査	13
(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査	15
(3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援	16
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 施策の点検評価	17
2 基本方針の見直し	17
3 市町における地域基本方針等の策定状況の確認と公表	17
4 財政上の措置等	17

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうしたいじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。いじめの問題は、時代の大きな変化を受け、社会の構造と深くかかわる大変奥の深い、複雑な構造の中にある問題であり、学校を含めた社会全体の課題です。

そこで、県では、平成24年8月、いじめから子どもを守るための対策本部を設置し、知事を本部長として、教育委員会や知事部局、警察本部が一体となって対策を進めてきました。併せて、有識者からなる「いじめ対策研究チーム会議」を開催し、いじめの問題の原因と背景等について研究を行ってきました。ここでは、いじめは、事件や出来事ではなく、お互いの人間関係から生じる関係性の病理であり、今日の他者指向的社会にあって、子どもを取り巻く人間関係に同輩集団への過剰同調と異質排除の傾向がみられることが問題の背景にあるといった指摘をいただきました。そして、いじめの問題への対策として、子どもの目線を基本に、学校ではどのように児童生徒と向き合い、教育を進めていくのか、その教育を進めるためには、どのような仕組みが必要なのか、さらには、子どもを支えるために、地域ではどのような取組が求められるのかについて提言をいただきました。

また、国では、平成25年6月、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、基本的な理念や体制が整備されることとなりました。

法では、「いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策に関する基本理念として、いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護するこ

とが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。」と定めています。

これらを受けて、県では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法第12条の規定に基づき、基本方針を策定し、対策の基本的な考え方をはじめ、組織体制や基本的施策、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用について定めました。

この基本方針に基づき、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を進めます。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできないという認識のもと、「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校における組織的かつ迅速な対応によりいじめを解消することが重要です。

このためいじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題の一つと認識し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、社会総がかりで取り組むため、関係機関や地域と積極的に連携することが重要です。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。その際、児童生徒を尊重し、その声に耳を傾け、児童生徒の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが重要です。

また、いじめの未然防止には、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること等の児童生徒自身による主体的な活動が重要です。あわせて、児童生徒自身の力でいじめの問題を解決できるよう支援していくことも重要です。

県では、こうした「子どもの目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進します。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。

このことを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、全ての児童生徒を、心の通う対人関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない環境をつくるために、学校、地域、家庭その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

学校では、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童生徒が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童生徒の発達段階に応じ、児童生徒一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解することができる心の育成を図るとともに、児童生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

また、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒自身の主体的な活動を進め、児童生徒自らがいじめの未然防止に取り組み、全ての児童生徒にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。

あわせて、いじめの問題の本質や取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を進めます。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えづらく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気づく力を高めることが必要です。

このため、日頃から子どもの様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠そうとすることなく、また、いじめを軽視せず積極的に認知します。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

学校では、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童生徒にとって、いじめられていることは周りには相談しにくいものであるだけに、児童生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童生徒に声かけをするなど、児童生徒との信頼関係を築きます。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

あわせて、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(3) いじめへの対処

児童生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに対処する必要があります。

す。

学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保しつつ、速やかに、法第22条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において対処します。

この際、いじめを受けた児童生徒の立場に配慮しつつ、関連する児童生徒から事情を確認するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家とも連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

このため、学校では、平素から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応が可能となる体制整備を推進します。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。

② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

なお、いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児童生徒を日常的に注意深く見守る必要があります。

(4) 関係機関および地域や家庭との連携

いじめの問題への対応において、学校のみで適切な対応が困難な場合などには、福祉、司法、医療、警察等の関係機関との適切な連携が必要であり、それらの関係機関との適切な連携を図るため、平素から学校や学校の設置者と関係機関との情報共有体制を構築します。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することが重要です。

また、社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、地域や家庭との連携が必要なことから、いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、地域学校協働本部や学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用するなどの対策を推進します。

2 組織の設置

(1) 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、条例により、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

(2) 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会

県教育委員会と滋賀県いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、この基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて調査を行うため、法第14条第3項の規定に基づき、県教育委員会の附属機関として、条例により、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会を設置します。

当該委員会には、専門的な知識および経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保します。

(3) 滋賀県いじめ再調査委員会

県立学校および知事が所轄する私立学校（以下単に「私立学校」という。）における重大事態に関し、法第30条第2項および第31条第2項の規定に基づく調査を行うため、知事の附属機関として、条例により、滋賀県いじめ再調査委員会を設置します。

当該委員会には、専門的な知識および経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保します。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために県が実施する施策

県は、国と協力しつつ、市町との間で適切に役割分担をし、連携を図りながら、施策を推進します。また、県立学校の設置者として、県立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じます。

(1) 学校におけるいじめの防止（法第15条関係）

○ 全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育および体験活動等の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。

また、児童生徒の自尊感情を高めるとともに、人権を尊重する実践的態度を身に付け、いじめや差別を許さない学校づくりを推進します。

加えて、生命や自然を大切にする心を育てるなど、様々な体験活動を推進します。

○ 児童生徒が自主的に行うものに対する支援

学級活動や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒自身の主体的な活動を推進します。

○ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発

児童生徒やその保護者、教職員に対し、教育活動や研修会等を通して、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

○ 児童生徒に対する定期的な調査等の実施

県立学校は在籍する児童生徒に対し、アンケート調査や教育相談を定期的に実施し、結果によっては、迅速かつきめ細やかな対応を行います。

また、県教育委員会において、その取組状況を把握し、必要な措置を講じます。

○ いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備

児童生徒や保護者からの電話相談に対して、24時間体制で対応します。

○ 児童生徒や保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備

・ スクールカウンセラーを全ての公立小・中学校および県立高等学校に配置・派遣す

るとともに、必要に応じて特別支援学校に派遣し、相談体制の充実を図ります。

- ・スクールソーシャルワーカーを拠点となる小学校に配置するとともに、必要に応じて、公立小・中学校および県立学校に派遣し、相談体制の充実を図ります。
- ・教育相談担当等の教員にいじめの早期発見のための研修を実施します。

○ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

- ・県立学校における校内研修やいじめの実態を把握するための取組の実施状況について、定期的に点検を行います。
- ・教員向け指導用資料等の作成・配布を通じて、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図ります。

(3) 関係機関等との連携等（法第17条関係）

○ 学校と関係機関および地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築

- ・少年の健全育成や生徒指導に豊富な知識と経験を有する警察官等の経験者を活用し、学校と警察や司法、福祉等の関係機関との連携を促進します。
- ・国や市町の人権に関する相談機関と相互に連絡調整や情報交換を行います。
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、地域学校協働本部や学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）などの取組を支援し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を推進します。

(4) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上（法第18条関係）

○ 教員の資質能力の向上

いじめの情報を共有し、いじめの防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、職務や経験の程度に応じた研修を充実し、組織的対応力や危機管理能力等を高めます。
また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した校内研修を推進し、児童生徒を支援する力量を高めます。

○ 生徒指導に係る体制等の充実

公立小中学校では、少人数学級編制と少人数指導を効果的に導入するとともに、大規模校への養護教諭の複数配置を進めます。

また、公立小中高等学校では、生徒指導に専任的に取り組む教員の配置を進めます。

○ いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保

いじめの防止等のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進します。

○ いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保

学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、弁護士、医師、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を派遣します。

○ 学校運営改善の支援

- ・県立学校において、教員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に学校として一丸となり組織的に取り組める時間を確保するため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するなど、学校運営改善の支援に努めます。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用、教員が行う業務の明確化などによる教員の業務負担の軽減を推進します。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第19条関係）

○ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）の防止等のための活動

- ・児童生徒に対して、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための教育を推進します。
- ・児童生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性についての啓発に努めます。
- ・インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭および地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものです。また、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る行為であることを理解させる取組を推進します。

○ インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備

インターネット上のいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努めます。

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等（法第20条関係）

公立学校におけるいじめの認知事案等をもとに、いじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等についての調査分析を行い、その結果を普及します。

(7) 啓発活動（法第21条関係）

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発を図るとともに、いじめに係る相談制度等についての広報に努めます。

また、各家庭において子どもの規範意識を育むことができるよう、保護者を対象とした学習会の開催を推進するとともに、家庭教育支援活動を支援します。

(8) 県教育委員会によるいじめに対する措置（法第24条関係）

県教育委員会は、法第24条の規定に基づく調査を行う場合、必要に応じ、第1の2(2)で示した滋賀県立学校いじめ問題調査委員会を活用します。

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備（法第27条関係）

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が適切に対処できるよう、県教育委員会と私立学校主管部局は平素から情報交換を行うとともに、市町教育委員会や学校法人と情報を共有します。

(10) 学校評価（法第34条関係）

県立学校で行う学校評価において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されるようにします。

(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援

子どもの声を受け止め、子どもが自らの力で解決できるようにするため、市町教育委員会等と連携し、第三者的立場から子どもを取り巻く関係を調整して、いじめの問題を解決する取組を推進します。

2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援

1に示した取組のうち私立学校に関係するものとあわせて、次に掲げる支援を行います。

(1) いじめの防止等の取組に対する支援

私立学校がいじめの防止等の取組として実施する豊かな人間性を育む体験学習やスクールカウンセラー等による教育相談、教員の指導力向上等のための研修派遣およびきめ細かな学習指導のための少人数教育等について支援します。

(2) 人権教育に対する支援

教職員の人権意識を高め、人権教育の充実向上を図るための研修を推進します。また、人権教育の質を高めるため、私立学校の人権教育責任者がその職務に専念できるよう代替教員の配置について支援します。

(3) いじめの防止等に関する情報提供等

文部科学省等のいじめの防止等に関する情報を私立学校に迅速に提供します。また、県教育委員会が実施するいじめの防止等に関する研修会に私立学校の教職員も参加できるよう取り組みます。

(4) 私立学校主管部局の体制整備

教育に関する知識および経験のある職員を私立学校主管部局に配置し、県教育委員会との連携を図ることにより、学校調査時に必要な支援を行うとともに、重大事態があった場合等にも適切に対応できるよう体制整備を図ります。

3 いじめの防止等のために県立学校が実施する施策

県立学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、管理職のリーダーシップの下、校内はもとより外部専門家や関係機関との協力体制を確立し、県教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定 平成29年3月14日最終改定）ならびに本基本方針を参酌して、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として策定するとともに、必要に応じて見直します。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

県立学校に、法第22条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、いじめ対策委員会を常設します。

いじめ対策委員会においては、法第13条に規定される「学校いじめ防止基本方針」を策定し、当該基本方針に基づき、県教育委員会と適切に連携のうえ、いじめの問題に組織的に取り組みます。

その役割等については、以下の通りとします。

○ いじめ対策委員会の役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成すること
- イ) いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図ること
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行うこと
- エ) 児童生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組等を行うこと
- オ) いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行うこと
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行うこと
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行うこと
- ク) 重大事態に係る調査の母体となること
- ケ) P D C Aサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行うこと

○ いじめ対策委員会の構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、学級担任、教科担任、生徒指導主事、教育相談担当の主任、人権教育担当の主任、児童会・生徒会担当の主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーを

基本とします。

なお、学校の実情や個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官、教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

4 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に沿って適切に対応します。

(1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査

学校の設置者または学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

① 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条第1項各号に規定されるものであり、その解釈については以下の通りとします。

ア) 同項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」について

いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断するものとします。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

イ) 同項第2号の「相当の期間」について

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに県教育委員会（私立学校にあつては当該私立学校の設置者である学校法人。以下「県教育委員会等」という。）に報告します。また、県立学校にあつては県教育委員会を通じて、私立学校にあつては直接、知事に事態発生について報告します。

③ 調査の主体

学校から重大事態の報告があつた場合には、県教育委員会等は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。

その際、調査の主体は、学校が主体となつて行う場合と、県教育委員会等が主体となつて行う場合がありますが、学校主体の調査では、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと県教育委員会等が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、県教育委員会等において調査を実施します。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた児童生徒または保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、知事等による調査を実施することも想定されます。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ります。

④ 調査を行うための組織

調査を行うための組織は、県教育委員会が調査主体となる場合は、第1の2(2)で示した滋賀県立学校いじめ問題調査委員会をその組織とします。なお、当該委員会の構成員には、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識および経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者を充てることとし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

また、学校が調査主体となる場合は、法第22条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えたものをその組織とします。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査では、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ頃、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速や

かに調査します。

県教育委員会等または学校は、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

⑥ いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対する情報を適切に提供する責任

県教育委員会等または学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過の報告に努めます。

これらの情報の提供に当たっては、県教育委員会等または学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行います。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることのないようにします。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じます。

⑦ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会等から知事に報告します。（学校が調査主体となった場合、学校は調査結果を県教育委員会等に報告し、県教育委員会等から知事に報告します。）

上記⑥の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付します。

⑧ その他留意事項

法第23条第2項の規定に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合で、未だ事実関係の一部が解明されたにすぎない場合には、法第28条第1項の調査として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行います。

また、重大事態が発生した場合、県教育委員会等および学校は、状況に応じ、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行うとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に努めます。

(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査

① 再調査

調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大

事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第1の2(3)で示した滋賀県いじめ再調査委員会において、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

当該委員会については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識および経験を有する者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保します。

また、当該委員会の構成員に、再調査の対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で再調査に当たる等の配慮をします。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた児童生徒または保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、知事による調査を実施することも想定されます。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ります。

② 再調査結果の提供

知事は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対し、適時・適切な方法で、再調査の進捗状況等およびその結果を説明します。

(3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援

県教育委員会は、市町教育委員会と情報を共有し、市町教育委員会および学校に対して、その求めに応じ、弁護士や臨床心理士等の専門家、警察官や教員の経験者を派遣するなど、必要な支援を行います。

また、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整え、市町教育委員会が調査のための附属機関を設置することに対して支援します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 施策の点検評価

本基本方針に基づく施策の実施に当たっては、PDCAサイクルに基づき、毎年度、施策の実施状況を点検し、その効果や課題等について評価を行います。

2 基本方針の見直し

本基本方針は、国の基本方針の見直しがあった場合には、その状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、上記1に掲げる施策の点検や評価の結果を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 市町における地域基本方針等の策定状況の確認と公表

県は、市町における地域基本方針および県立学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表します。

4 財政上の措置等

県は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めます。